

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-4 システムリスク</p> <p>II-3-4-1 システムリスク</p> <p>II-3-4-1-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害発生</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(様式・参考資料編様式3-22)にて行政庁あて報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和7年5月28日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。))別添様式1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ別添様式2)による報告も可能とする。</u>なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」参照)。</p> <p>また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求ることとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>II 系統金融機関監督上の評価項目</p> <p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-4 システムリスク</p> <p>II-3-4-1 システムリスク</p> <p>II-3-4-1-3 監督手法・対応【共通】</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害発生</p> <p>① コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実を行政庁あてに報告を求めるとともに、「障害等発生報告書」(様式・参考資料編様式3-22)にて行政庁あて報告を求めるものとする。</p> <p>また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求ることとする。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を行うこととする。</p> <p>なお、行政庁への報告は次によるものとする。</p> <p>ア 信連 農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。</p> <p>イ 農協 知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を経由の上、農林水産省経営局長あてへ提出するものとする（北海道知事にあっては、直接農林水産省経営局長あてへ提出するものとする。）。</p> <p>ウ 農中 農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、系統金融機関が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの b 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの c その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じて</p>	<p>ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも、1か月以内に現状についての報告を行うこととする。</p> <p>なお、行政庁への報告は次によるものとする。</p> <p>ア 信連 農林水産大臣及び金融庁長官への報告にあっては、経由部局を経由の上、提出を受けるものとする。</p> <p>イ 農協 知事へ報告のあったものについては、その写しを知事が経由部局を経由の上、農林水産省経営局長あてへ提出するものとする（北海道知事にあっては、直接農林水産省経営局長あてへ提出するものとする。）。</p> <p>ウ 農中 農林水産大臣及び金融庁長官あてに直接提出を受けるものとする。</p> <p>(注) 報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、系統金融機関が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 預貯金の払戻し、為替等の決済機能に遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの b 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの c その他業務上、上記に類すると考えられるものをいう。 <p>ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じて</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>も他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のA T Mが停止した場合であっても、他の同一店舗又は近隣店舗のA T Mや窓口において対応が可能な場合）を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知された場合は、報告を要するものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>も他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合（例えば、一部のA T Mが停止した場合であっても、他の同一店舗又は近隣店舗のA T Mや窓口において対応が可能な場合）を除く。</p> <p>なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ又はサイバー攻撃が検知された場合は、報告を要するものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和7年10月1日から適用する。